

仙台湾岸における防災林の植林史 ―
宮城県名取市海岸部を中心に―

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-04-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊池, 慶子 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23973

仙台湾岸における防災林の植林史

—— 宮城県名取市海岸部を中心に ——

菊 池 慶 子

は じ め に

宮城県最南端の山元町から県央の石巻市渡波まで、延長およそ 70 キロメートルにおよぶ仙台湾岸の砂浜には、クロマツを主体に植えられた海岸林が豊かな森をなして広がっていた。沿岸部の開発耕地を潮風や飛砂の害から守るために開始された植林は、古いところでは 17 世紀半ばまで遡ることができる（菊池 2013・2016）。樹木が育つには過酷な環境である海岸砂浜に、東北には自生しないクロマツを導入して防災林を育てる取り組みが、営々と 3 世紀を超えて続いてきたのである。2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、仙台湾岸の海岸林はその大半が失われ、育林と管理を担ってきた海岸集落の多くも解散を余儀なくされた。以来 6 年が過ぎ、国と自治体、公益財団法人、NPO をはじめ民間団体の協働による海岸林の再生事業が計画年度の半ばを迎えている⁽¹⁾。

本稿は、仙台湾沿岸で進行する震災復興事業としての海岸林の整備に関心を向けながら、この地に植林が始まり、防災林として保護・育成されてきた歴史を明らかにする作業の一環として、宮城県名取市の海岸（図 1）を検討の対象地域に取り上げる。

東日本大震災後の海岸林再生の方針・計画においては、千年に 1 回程度の頻度で想定されるレベル 2 の津波に対する減災の効果が重視され、150 メートルから 200 メートルの林帯幅の確保に加えて、植栽の地盤と樹林の構造に関して、とりわけ検討が重ねられてきた経緯がある⁽²⁾。その結果、海岸には広大な面積の盛土が造成され、植栽する樹木は従来主木とされてきたクロマツだけでなく、内陸に向かって多種類の広葉樹を混植する方法が試みられている。盛土は震災で生じた瓦礫を粉砕した上に遠来の土砂を堆積して海拔 3 メートルに及ぶ高さで砂浜を覆い、苗木の生育基盤として用意された。クロマツをはじめ植栽木の種子や苗木は、植林事業の規模と期間の条件により、地元での生産が間に合わず、ひらく全国に協力を仰いで集められている。こうした海岸林の再生・整備の方法は、失われ

⁽¹⁾ 海岸林の再生整備は林野庁により指針が示され、2020 年度を達成の目標とされている。宮城県では自治体の事業計画に加えて民間団体等の参加・協働が推奨され、活動の状況は宮城県森林整備課のホームページに紹介がある（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinrin/minmori.html>）。

⁽²⁾ 林野庁『平成 24 年度 森林・林業白書』第 1 部 第 2 章 第 2 節 復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献（1）（林野庁ホームページ http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/24hakusyo_h/all/a11.html）



図1 名取市沿岸部

た樹林をどのような姿で蘇らせることになるのか、地元の期待と関心が高まる一方で、地域の自然な生態系と生物多様性の復元を懸念する声もあがっている（日本学術会議東日本大震災復興支援委員会 2014、平吹 2014 など）⁽³⁾。

海岸林は海辺の厳しい自然環境と人の暮らしとの関わりの中で作りだされた歴史の産物である。防災役割を期待された植林が大半を占めるが、植えられた当初の樹林がそのまま現代に引き継がれてきたわけではない。大潮・高潮をはじめ頻繁に襲来する潮害で幹折れや流亡、枯損が生じ、燃料や用材とするための伐採もあり、縮小し荒廃した樹林は植え替えによる更新がおこなわれてきた。さらに海岸の土地利用として、公園や団地、農地とする開発が進み、大規模な工業団地や港湾の建設が着手されるなかで、海岸林自体が開発の対象となり、伐採による縮小・消滅と再植が繰り返されたところもある。少なくとも郡

⁽³⁾ 林野庁は指摘を受けて 2013 年 3 月、「仙台湾沿岸海岸防災林生物多様性保全検討委員会」を設置し、対策を検討し実施してきた。この間の動向については富田 2017 に整理がある。

ごとに成り立ちや再生の経緯と背景は異なっている。東日本大震災後の海岸林の再生・整備にあたり、被災した場所ごとに残存状況の調査に基づく植林の技術的提言がなされてきたが⁽⁴⁾、歴史を遡って造林と再生の経緯を確認し、施工の技術を顧ることも、必要な観点であろう。

仙台湾岸の海岸林については、歴史の視点に立った分析・検討は震災後によりやく始まったばかりである。仙台藩の関係史料を探索し読み解くことで、植林が開始された江戸時代の保護と育成の様子は解明しつつある（菊池 2011・2013・2016）。一方、近代以降の造林に関しては、膨大な林業関係の公文書が残り、郡や市町村単位で保護組合の文書も残存するが、分量の多さもあり、いまだ分析的な研究は進まず、事業のアウトラインが描かれているにすぎない（みやぎの林業刊行委員会 1950、宮城県林務部 1955）。

そこで本稿では、仙台湾岸のほぼ中央部に位置する名取市の延長約 5.32 キロメートルの海岸（以下、名取海岸と称する）を対象を絞り、17 世紀半ばから 20 世紀半ば過ぎまで続いた植林事業の推移をたどり、施業の工法と技術を含めて、その特質を明らかにしたい。震災前の名取市の海岸林は、国有林・県有林・市有林を合わせて 138 ヘクタールほどの規模であったが、津波でそのほぼ全域にわたって壊滅的な被害を受けた。震災直後の 2011 年から「名取市海岸林再生の会」と公益財団法人オイスカによる「海岸林再生プロジェクト 10 ケ年計画」が開始され、国と宮城県、および名取市と連携を図りながら、2020 年までにクロマツなど約 50 万本の育苗と約 100 ヘクタールへの植栽・育林を終える計画で事業が進められている（図 2）⁽⁵⁾。名取海岸を対象地域とすることには、以下の二点の事由がある。

第一に、近代以降の植林事業の展開をたどれる関係資料に恵まれていることである。宮城県公文書館が所蔵する県庁文書の林業関係の簿冊により、造林の設計を検討することが可能であるほか、植林記念の石碑が複数残り、その撰文からこの地の植林事業の経緯および関係者を確認できる。さらに、昭和期の植林の現場や、育林後の共同利用などについて、関係者のヒヤリング調査により明らかにできる⁽⁶⁾。

第二に、名取市南東の沿岸部に位置し、この地の海岸植林と育林を実質的に担ってきた北釜地区（名取市下増田字屋敷）は、東日本大震災で甚大な被害を受け、集落の解散を余儀なくされた。江戸時代（仙台藩政期）から明治・大正・昭和と続いた名取海岸の植林の歴史をひもとくことは、北釜の“ふるさとの歴史”の一端をよみがえらせることでもある。

以下、行論の章立ては、植林をめぐる時代の区分をもとに、第 1 章は仙台藩政の時代、

⁽⁴⁾ 2013 年段階の被災状況の調査概要については、石川幹子・大和広明・大澤啓志 2013 に整理がある。また同報告のなかで岩沼市沿岸部の分析結果とこれに基づく提言がなされている。

⁽⁵⁾ 公益財団法人オイスカによる名取市の海岸林再生事業については、「東日本大震災復興 海岸林再生プロジェクト」（<http://www.oisca.org/kaiganrin/>）に紹介がある

⁽⁶⁾ 北釜の住民であった「名取市海岸林再生の会」の方々に、2016 年 3 月 17 日、同 18 日、4 月 15 日、5 月 20 日、8 月 23 日にヒヤリング調査を実施した。



図2 名取市海岸林植栽現場
(2016年5月23日撮影 公益財団法人オイスカ提供)

第2章は明治・大正年間、第3章は昭和戦前期、第4章は戦後昭和35年（1960）までをとりあげる。

1. 仙台藩政下の植林

(1) 植林の開始と拡充

現在の名取市域の海岸に植林が始まるのは、17世紀半ば過ぎのことである。名取郡早股村（現宮城県岩沼市）に知行地をもっていた川村孫兵衛元吉は、海浜に開発した新田を飛砂や強風、高波などの潮害から守るために、この時期にクロマツの植栽を開始した。それから間もなく名取郡の海岸一帯にクロマツの植栽がひろがったことは、50年後の元禄14年（1701）に作成された『仙台領国絵図』（宮城県図書館所蔵）の描写からうかがうことができる（菊池2016）。図3は、『仙台領国絵図』のうち名取郡の海岸部分を中心に示したものである。阿武隈川河口左岸の砂洲の松林がとくに色濃い様相を呈しているのは、上述のように川村元吉により早々に植林が取り組まれたからである。海岸線の描写が大雑把で地域が確定し難いところがあるが、広浦の東側に延びる砂州のほぼ中央部に北釜が位置する。この一帯に松並木が続いていることは、植林後、林立して育っていたことを推測できる。

クロマツの植林は、川村のように沿岸部に知行地を与えられた家臣により着手されたほか、藩の直営で実施されたところがあり、また村民が取り組んだところもあった。いずれにせよ藩の主導のもとに、潮害防備をめざして政策的に推進されていたことは、元禄8年



図4 『名取郡全図下書』（仙台市博物館所蔵）に描かれた名取郡の海岸林

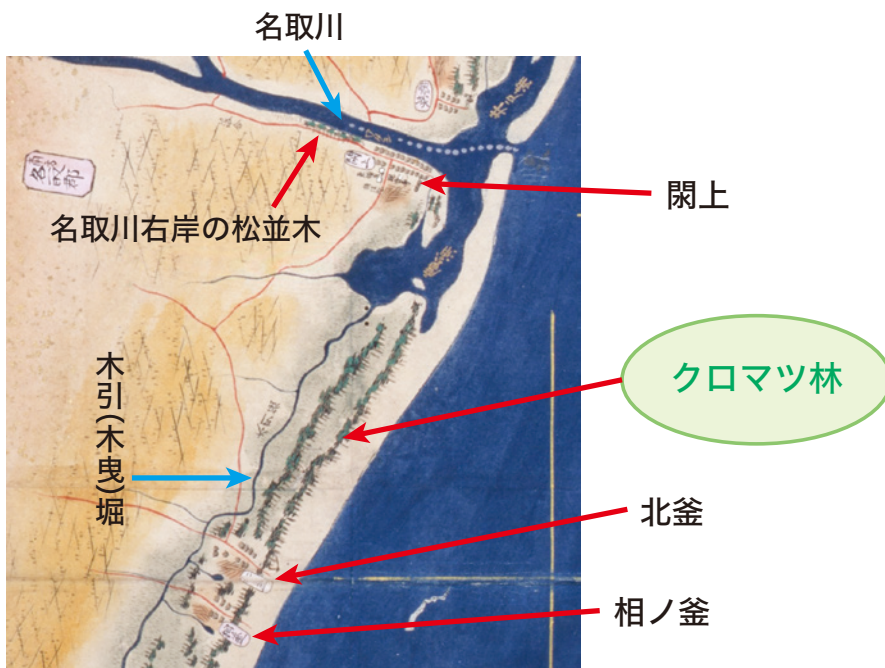


図5 『御領分中海岸筋村々里数等調並海岸図』（仙台市博物館所蔵）に描かれた幕末の海岸林

その地形は、汀線から陸地にかけて、二列の浜堤（A・Bとする）が形成され、浜堤 B の後方に湿地帯（後背湿地）がひろがる低平地がある。浜堤 A・B の間、および浜堤 B と湿地帯の間、さらに湿地帯と木曳堀との間は、およそ 2 メートルの標高となっている。近世の植林位置は、技術的な条件から、こうした地形をよみこみ、木曳堀と湿地帯の間、および湿地帯と浜堤 B との間が選ばれ、二列の松林の描写はこの配置を示すものと考えられる。なお、北釜の集落は、汀線から内陸におよそ 250 メートルのところの先頭部分があり、その位置は浜堤 B の後方にあたる。したがって、『御領分中海岸筋村々里数等調並海岸図』で海岸林が、集落の北側に隣接して北上するように描かれているのは、集落の北側を覆い、潮風や飛砂から集落を守っていた役割を示唆するものでもある。

『御領分中海岸筋村々里数等調並海岸図』の描写には、さらに着目すべき点がある。それは集落前方に描かれている松林である。集落を覆う松林は北釜だけでなく、隣村の相野釜をはじめ、同じ名取郡の長谷釜・二ノ倉などの海岸集落にも同様の描写がみえる。半農半漁をなりわいとして海岸に拓かれたこれらの集落は、大潮や高潮、飛砂の被害から暮らしを守るために、集落の前方にクロマツを植えることで、防災・減災の施設としていたことを推測できる。また集落後背部も同様に松並木があるのは、西風を防御する目的からであろう。後年の資料であるが、名取海岸の集落は前方に砂除けを造り、松を植栽して、魚粕製造場や網干場を造った形跡があることを伝えている（名取郡海岸林保護組合連合会 1956）。集落前方の松林は、人工的な砂山の上に植栽されたものであり、この植栽基盤により安定性を確保して受け継がれてきたものであろう。

『御領分中海岸筋村々里数等調並海岸図』の描写でもう一か所、名取川河口右岸の堤防上のクロマツ並木にも触れておきたい。この松並木は長らく「あんどん松」の呼び名で名取市民に親しまれ、2006 年（平成 18）10 月には「閑上土手の松並（あんどん松）」として市の登録文化財に指定されている。当時は平均直径 75 センチメートル以上、樹高 25～30 メートルに及ぶクロマツが 53 本、およそ 140 メートルにわたり続いていたが⁽⁷⁾、その後発生した強風による被害、さらに東日本大震災の津波の遡上により、現在確認できる本数は 46 本に減少している。堤防上への植林は、河口の閑上浜と仙台北下を結ぶ「水の道」の入り口にあたることや、閑上の漁師が帰港するさいに灯台代わりの目印とした（行燈を提げたともいわれる）という言い伝えとの関係で成立を考える余地がある。一方で、並木の後背に名取平野の田園と集落がひろがることから、この松並木は名取川を遡上する高波や潮風から農地を守る潮害防備の機能を担って植えられたことも推測できることである。名取市が公表する 250 年以上という樹齢を併せて考えれば⁽⁸⁾、名取郡の沿岸部に新田開発が進み、海岸のクロマツの植林が達成された最終段階で、名取川堤防上に並木をつくることにより、開発された名取平野の田畑の環境を整えたものと推測される。

⁽⁷⁾ 名取市 HP http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/kyouiku/node_28152/node_1952/node_4030/node_2341

⁽⁸⁾ 名取 HP <http://www.city.natori.miyagi.jp/natori100/024.htm>

(2) 北釜の暮らしと海岸林

御林すなわち藩有林とされた海岸林の大半は、仙台藩が植林を主導し資金を拠出してつくられていたが、植栽作業の実労働に従事し、その後の保護・育成を担ったのは、地元の海岸集落の住民である。1956年（昭和31）11月17日、宮城県海岸林保護組合名取地区連絡会長であった沼田平助が、「我々の先祖は当時の為政者と共に、郷土を災害から護る防衛手段として、松を植える事が何よりの仕事でありました」と記していたのは、先祖代々、植林事業への主体的な関与を受け継いできた自負と矜持をうかがうことができる（名取郡海岸林保護組合連合会 1956）。

名取海岸の植林は、北釜の住民によって担われてきた。北釜は下増田村の海岸部に拓かれ、下増田村の端郷として位置付けられてきた集落である。本郷の下増田村の生産高は、『正保郷帳』では田152貫余（1,520石余）、畑8貫余（80石余）、新田11貫余（110石余）とあり、『元禄郷帳』では1,478石であるが、北釜の田畑はこの中に含まれている。住民の屋敷地は木曳堀の東側に海岸に面して拓かれ、農地は堀の内陸側に開拓されて、半農半漁をなりわいとする暮らしが営まれていた。享和元年（1801）幕命で海岸測量のために仙台藩領に入った伊能忠敬一行は、同年8月18日に亘理郡吉田浜を出立し、大畑浜・荒浜・蒲崎浜・長谷釜浜・二ノ倉浜・相野釜浜を経て、「北釜浜」を通過している。その際、「村高五十七石・家五十一軒」と記されたのが、江戸時代の北釜の姿を今に伝える唯一の文字情報である⁽⁹⁾。江戸時代後期の北釜は、50戸ほどの家族が、先祖が植えたマツ林に守られながら、暮らしとなりわいを持続させていたのである。

クロマツの植林は、潮風に曝されても枯れずに耐えて育つ唯一の樹種として仙台藩により推進されていたが、乾燥した貧土壤の砂浜にどのように根付かせたものか、江戸時代の植栽の技術や苦労が知られる史料は見いだせない。名取郡の植林から20年ないし30年後の17世紀後半に植林を開始した宮城郡中野村・蒲生村・岡田村端郷新浜では、いずれも当初の苗木はみな枯損してしまい、村の負担で植え替えをおこない、育林に成功したことがわかっている（菊池 2014）。北釜での植林も、藩役人の指導のもとで、住民が数度の苗木を繰り返した末に成林に至らせたことが推測されるが、早い取り組みによる経験知は、宮城郡をはじめ他の沿岸地域の植林事業に伝えられていたことだろう。

一方、藩有林としてつくられた松林は、北釜の住民にとって、日々の暮らしの燃料や田畑の刈敷、建築用材などを採集する入会山となった。なかでも、各家が1年間の煮炊きの燃料を確保するために晩秋に枯れマツ葉を採集する“松葉さらい”は、住民が協同して行う重要な作業であった。松林の手入れを兼ねて1960年代まで続いた松葉さらいについては、ヒヤリング調査からその段取りが知られるが（後述）、松葉さらいが江戸時代に遡る海岸林の共同利用の慣習であることは、「オハヤシ」という場所の呼び名が証左となる。

⁽⁹⁾ 『忠敬先生日記四』（『千葉縣史料 近世篇 伊能忠敬測量日記一』1988年）p. 139。なお、村高五十七石の記載については、周囲の村の記載との比較から、五十七貫文、石高にして570石の誤記の可能性がある。

藩有林である海岸林は明治以降、国の管理となり、官林から国有林へと名称を替えた。だが、北釜の住民は現在まで、松葉さらいを行ったその場所をオハヤシと呼んでおり、松葉さらいを「オハヤシに入る」とも言い慣わしている。実は後述するように、北釜の既存の海岸林の大半は、1940 年以降、飛行場の代替地として二度にわたって開発され、消滅している。そのため戦中から戦後にかけて、開発地の外側にあらたな海岸林が造成され、それらが 1970 年頃まで、松葉さらいをおこなう共同利用の林野となっていた。国有林・県有林として造成された海岸林に藩有林の名残であるオハヤシの呼び名が生き続けてきたことは、オハヤシの中で行われる松葉さらいの作業が藩政時代に遡ることを想定させるのである⁽¹⁰⁾。

なお、仙台藩は、御林を入会山として使用し落葉や小枝を拾う村から野手役を徴収していたが、海岸林である御林の利用に同様の野手役が付加されていたのか、史料的な確認はできない。この点の検討は今後の課題となる。

2. 明治・大正年間の植林

(1) 受け継がれた規模

御林（藩有林）である海岸林は 1869 年（明治 2）、版籍奉還により官林に編入されたが、しばらく新政府の直轄管理は行われず、宮城県の管理に委ねられた。海岸林を含む宮城県内の官林が政府直轄の管理に移行するのは、1886 年（明治 19）3 月のことである（太田 2012）。1897 年（明治 30）森林法の公布とともに、官林は国有林と名称を替え、保安林制度が創出されると、従来、潮除け・風除け・砂除けの役割を果たしてきた海岸林は、潮害防備林、防風林、飛砂防止林として 12 種類の保安林の中に規定された（芳賀 2012）。名取郡の海岸林は、こうした流れのなかで官林から国有林に代わり、農商務省（のちに農林省）の所轄となり、保安林として拡充されていくことになる。

官林の時代の海岸林については、『官林原表』『皇国地誌』、および村の地籍図等から、おおよその姿が知られる。『官林原表』（宮城県公文書館所蔵）は 1878 年（明治 11）、宮城県が作成した県内各郡の官林の帳簿であり、村ごとに官林の所在銘及び樹種と本数とともに、「監守人名・給料」「境界」「反別」「地勢」「地質」「季節」「運輸」「事故」「収入」「物産」の項目が書き上げられている。現在の名取市域の海岸林については、「下増田村支郷北釜浜」「関上浜」の 2 ケ村に「風潮除」の官林として記述がある。

「下増田村支郷北釜浜」には、「風潮除」の官林として、「瀬戸脇」と「台林」の 2 ケ銘がある。台林は現在に続く地字であり、木曳堀の東側に植え立てられた、藩政時代以来の海岸林である。「瀬戸脇」については、台林の周辺を想定できるが、位置の確定はできない。

⁽¹⁰⁾ なお、北釜には前述のように、集落の前方（海側）と後方に住民によりつくられた松林もあったが、これらはヤマと呼ばれ、国有林・県有林であるオハヤシと区別されている。

2ヶ銘の官林は、松の単純林で、本数は合計3万9,700本（直径1尺未満2万22,000本、1尺以上1万300本、3尺以上7,200本）、反別は合わせて56町4反歩とある。北釜の集落に隣接して広浦の入江まで連続して植えられた、藩政時代の植林の達成を示すものといえよう。管理については、従来二人が無給で担当していたとあり、おそらく北釜の住民2名が山守として管理に携わってきた事実を示すものと考えられる。また、「収入」の項目に「下草料金三円」とあるが、北釜の住民を中心に、上記の海岸林で下草を刈って田畑の肥料とする利用があり、年に年間3円を納めていたことになる。なお、官林の西側には荒畑と民林があり、南も海岸砂漠のほか民林と接していると記されている。北釜の集落に隣接して住民が藩政時代に育成してきた松林が、受け継がれていたことがわかる。

一方、閑上浜には、「風潮除」の官林として「中嶋林」がある。この場所は名取川河口の南岸、広浦の西にあたり、閑上浜の東側に位置する。浜集落を風や高潮から守るために植えられた松林であり、反別は4反1畝歩と小さく、合わせて44本（1尺以上42本、6尺以上2本）の松が植えられていた。嘉永5年『御領分中海岸筋村々里数等調並海岸図』に描かれている、藩政時代から受け継がれた松林である。管理のために以前は監守人1人が置かれ、年に高10石に付き夫役4人の免除があったとされており、閑上浜の住民が担っていたものと考えられる。

『皇国地誌』は明治政府により編纂された地誌であり、名取郡については1878年（明治11）頃の作成とみられている。名取郡下増田村の項目に、森林として官有の「潮除林」の記載があり、北釜の海岸林を指すものとみられるが、その規模は東西13町24間3尺（約1,461メートル）、南北1.5町（約163.5メートル）、反別24町1段1畝5歩と記されている。『官林原表』と比べると、面積は半分以下であるが、植栽場所の測定の仕方が異なるものかもしれない。

1874年（明治7）4月から76年11月の作成とされる『陸前国第八大区小壱区下増田村地籍絵図』（宮城県公文書館所蔵）（図6）には、海岸部に林帯の描写があり、藩政時代以来の海岸林である官林を示している。海岸の「砂場」の文字の後方に細長く描かれた深緑色の彩色が、官林としての海岸林である。北釜の集落に隣接して広浦の入江まで、連続して色塗りされており、上記の『官林原表』および『皇国地誌』に記された植林の所在を示すものとなる。なお北釜の集落の前方には松林とみられる描写はないが、民有地であったことで描かれなかったものと考えられる。

（2） 明治38年大凶作と大正天皇即位大礼を契機とする植林事業

明治から大正年間にかけて、名取海岸であらたな植林事業の契機となったのは、明治38年大凶作と、大正天皇即位の大礼であった。

宮城県は1905年（明治38）、天明・天保の飢饉以来といわれる大凶作に見舞われ、なかでも名取郡（2町13ヶ村）の被害は県下で最大であった。同年12月初旬の実収高の報

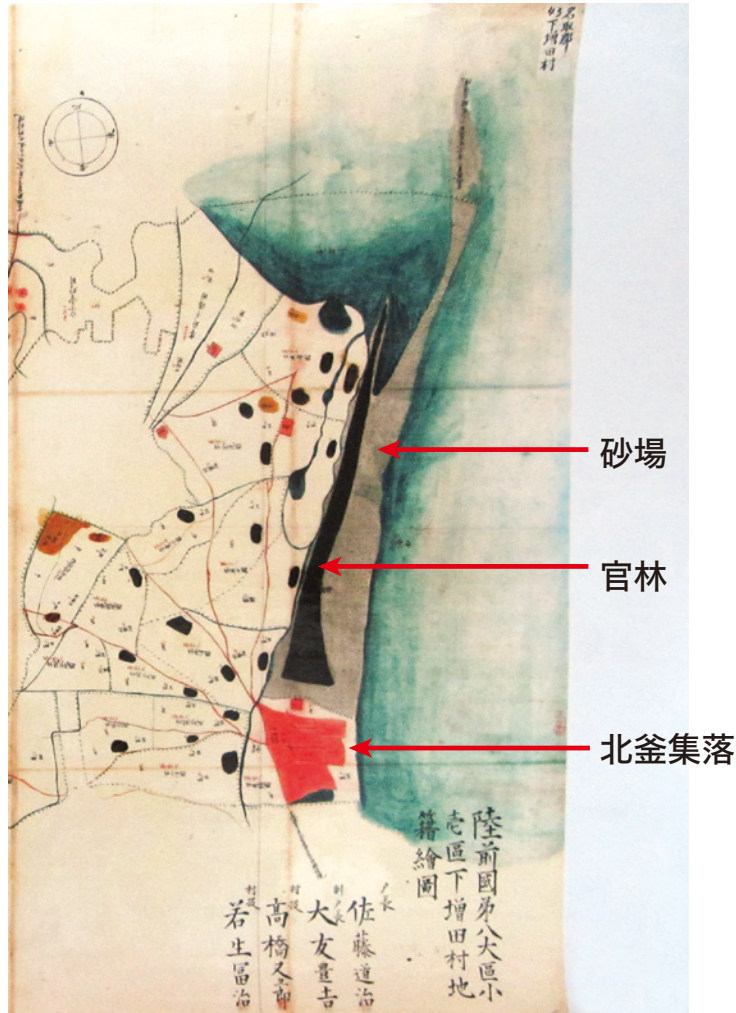


図6 『陸前国第八大区小増田村地籍絵図』（部分・宮城県公文書館所蔵）

告では、平均反当収量は県全体で1斗8升のところ、名取郡は僅かに2升1合であり、下増田村はさらに低い1升4合という数値であった（宮城県名取市1977：640-642）。多額の負債を背負い土地と家屋敷、家財道具の一切を売り払って北海道などへ移住する郡民が出るなか、県と国による窮民救済の対策が講じられ、農家の救済事業として、道路の改修開発工事や、耕地整理事業、開墾奨励などが行われた。さらに、失業者に対する扶助事業の一つとして、全国から罹災民の支援のために寄せられた義援金をもとに、植林事業が実施されたのである。

名取郡には5万6,504円の義援金が配当され、郡下の町村および小学校の基本財産とされた。これをもとに翌1906年から1914（大正3）年までの8年間、失業扶助事業として植林が実施され、下増田村では、484円の基金でクロマツ9,600本を植樹したほか、あら

たにマツ林 36 町 8 反歩を造成した。造林の場所の全容は不明であるが、このとき名取郡下増田尋常小学校に 2 町歩のマツ林が造林されたことがわかっている（名取郡海岸林保護組合連合会 1956）。

一方、大正天皇の即位を記念する植林事業は、1915 年（大正 4）11 月の即位大典の開催に先立って、同年 1 月から農商務省により各府県に奨励され、全国的に大規模な計画で展開された（岡本 2016：298-302）。名取郡下増田村では、村長阿刀田義潮が村議会に諮り、「下増田字須賀」にマツ 30 万本の植林を決定したことが、翌 1916 年（大正 5）4 月 1 日、広浦の東岸に建てられた「大正天皇即位記念植樹碑」により知られる⁽¹¹⁾。

石碑の今泉彪の撰文によれば、およそ 36 町 8 反歩（36 ヘクタール）の土地に約 1,600 余円の経費で植林を行い、村の老若男女が同年 3 月 11 日から 15 日までのわずか 5 日間で成し遂げたことを伝えている。広浦の東岸は実際、浜須賀の小字と呼ばれた 30 町ほどの海浜地であったが、北釜の全村民を動員したものにしても、わずか 5 日間で 30 万本余の松苗の植栽を終えることは、苗木の用意と併せて、可能な事業規模を超えている。大正天皇の大礼記念の植林は、全国的に大規模な事業計画に対して、現実の植栽は異なる例が少なくなかったことが指摘されており（岡本 2016：298-302）、下増田村の植林についても、松苗の数量は一桁減らした 3 万本が最大の数値であろう。植栽の作業もセレモニーとしての植林が実施された後に、北釜の住民により継続されたことが推測される。

植林は大典記念事業の一環として、臣民としての奉祝の誠意を示し、天皇の聖徳を後の世に伝えるのに最適な事業として奨励されたものであった。農商務省山林局は 1915 年 3 月、『記念植樹』と題する実施の案内書を発行して記念林の造成を導いていたが、このなかで、風土にあった価値ある樹種の選択と、永久的且つ安全に生育できる植栽場所の選定を重視している（岡本 2016：302-305）。下増田村では、石碑の撰文によれば、松樹は天皇の恩恵に対する村民の祝意を示すために、春夏秋冬の季節を通して翠色を湛え、樹幹が 30 メートルの高さとなり、棟木や梁として使われる固い木材でもあるという特長をもって、選定されたことがわかる。一方、植林の場所に広浦東岸の海浜が選ばれたのは、村長の阿刀田義潮が、記念植林の趣旨を踏まえたうえで、海岸防災を担う松林の拡充の必要性を勧案して、決定したものと考えられる。植栽された松苗は、クロマツかアカマツかは不明であるが、苗木の本数から推測すれば、クロマツの単植であったことは想定しがたい。

なお、大典を記念した海岸防災林の植林は、名取郡では広浦東岸だけでなく、沿岸各所で実施されていたが、その成果は芳しくなかったところもある。岩沼町二ノ倉（現岩沼市）の海岸に 1950 年に建立された「海岸防災林記念碑」（愛林碑）の撰文（阿部 2014）には、

⁽¹¹⁾ 記念碑は東日本大震災の津波で流され、所在不明となっていたが、2016 年 7 月末に発見された（公益財団法人オイスカ「東日本大震災復興 海岸林再生プロジェクトブログ」<http://www.oisca.org/kaiganrin/blog/?p=15098>）。撰文の一部は石の劣化で解読できないが、名取郡海岸林保護組合連合会 1956 に碑文の全文が翻刻されている。

大礼記念として「沿岸各所に自生苗を移植したが幾多の障害により失敗に帰した」とあり、そのために 1932 年以降、地元住民があらたな造林を計画し、県役人の指導で実施に至ったことを併せて伝えている（名取郡海岸林保護組合連合会 1956）。北釜を含めて沿岸部の住民は、植栽に使う自生苗を掘る作業にも動員されていたものとみられる。

広浦東岸の海浜に永久的な保護をめざして造成された大礼記念の松林は、その後一部が小学校の建築用材、もしくは資金として伐採されたことを推測できる。戦後の植林事業が進展していた 1955 年（昭和 30）、宮城県治山課が作成した植林設計図（『昭和 30 年治山課 海岸砂地造林事業』宮城県公文書館所蔵）の中に、この場所が「学校植林」の名称で記されている。学校が植林をおこなう、ないしは学校の建設や改修のために植林をおこなう場所であったことになるが、これに該当する事項として 1922 年（大正 11）10 月、下増田村北釜に下増田尋常小学校北釜分教場が新築落成し、生徒 39 人が入学していることを拾い出せる（星 2004：3）。すなわち広浦東岸に 1916 年に造成された松林は、成林途上の 1922 年に北釜分教場の新築により一部が伐採され、以来同校の管理のもとで植林が継続され、1950 年代まで「学校植林」の名で呼ばれていたものと考えられる。

3. 昭和戦前期の植林事業

（1）防潮林・砂防林の拡充

海岸林の造成は 1932 年（昭和 7）、国の産業奨励政策の一環として「海岸砂防造林奨励事業」が策定されたのを機に、全国的に年次計画による事業が進展し、その流れは戦後の海岸林造成に受け継がれることになる。

1932 年に始まる昭和戦前期の一連の海岸林造成事業の背景には、東北農村の疲弊、および三陸地震津波が関係していた。1930 年（昭和 5）、アメリカ合衆国ニューヨーク株式市場の株価の暴落に端を発した昭和恐慌は、農業恐慌を引き起し、東北地方の農村部はその後 2 年間、恐慌が蔓延し不況が続いた。さらに 1931 年（同 6）と 34 年（同 9）の二度にわたり、東北の農村は激しい冷害凶作に見舞われ、農産物の価格の下落により負債が累増した自作農の中には、土地を手放す者が現れ、小作人や零細農民の暮らしは困窮化を極めた（岩本 1994：76-90）。こうしたなかで 1932 年、臨時国会が開かれ、時局匡救事業として救農土木事業が策定され、「海岸砂防造林奨励事業」が取り上げられたのである（宮城県治山林道協会 1995：18）。

一方、1933 年（昭和 8）3 月 3 日に発生した三陸地震津波は、東北地方太平洋側沿岸に甚大な被害をもたらしたが、岩手県気仙郡高田町（現陸前高田市）立神浜をはじめとして、既成の海岸松林の津波防災の機能が評価される契機となり、1935 年（同 10）「海嘯防止災害防潮林造成事業 5 カ年計画」が策定された。また同年、災害防止林造成規則が制定され、これに伴い、全国規模で「災害防止防潮林並びに防風林造成事業」が取り組まれることに

なる（宮城県治山林道協会 1995：57-58）。宮城県下の海岸林の造成は、こうした流れのなかで、国の助成を受けた県営による事業が計画され、着手されていった。

図7は、宮城県林務課の帳簿及び図面（宮城県公文書館所蔵）をもとに、名取海岸で1933年以降に計画され着手された昭和戦前期の一連の植林事業のおおよその施行位置を示したものである。1933年（昭和8）に「第5号施行地」が計画されて以降、1937年（同12）から1939年（同14）度に「第17号施行地」、1941年（同16）から1942年（同17）度に「第30号施行地」が着手され、1943年度は1946年度まで継続する「第36号施行地」が計画され、着手されていった。事業の全体を見渡すと、仙台藩政の時代に植林が開始さ



図7 名取海岸の植林施行地推移（昭和戦前期）

出典：「昭和十一年度 災害防止海岸砂防林造成位置図」（『昭和十一年山林 林業奨励』）

「昭和十二年度 海岸砂防林位置図」（『昭和十四年山林 林業奨励』）『昭和十一年山林 林業奨励 防潮林造成』「昭和十八年度 災害防止海岸砂防林造成位置図」（『昭和十八年林務 林業奨励』）（いずれも宮城県公文書館所蔵）

れ台林国有林と呼ばれていた木曳堀東側の海岸林の東（海側）に、北釜の集落の北側から広浦東岸まで、海浜を北上するように植林が進み、幅員の拡大と延長が図られたことがわかる。

一方、戦時中、既存の海岸林の一部が国策と関わって伐採された。台林国有林のうち、木曳堀に近い約 50 ヘクタールがその場所である。1937 年（昭和 12）、下増田村に熊谷陸軍飛行学校の練習基地となる飛行場が建設されるのに伴い、この一帯に農地を所有していた北釜の農民たちに、代替地として台林国有林が払い下げられた。この飛行場は現在の仙台空港の前身にあたる軍隊施設である。台林国有林の払い下げを受けた北釜の農民は、森良三郎を組合長とする北釜開墾耕地組合を結成し、3 年をかけてこの地を開墾し、耕地に替えていった（名取市台林「愛林碑」撰文）。こうして藩政時代の植林に由来する台林地区の海岸林は、1940 年（同 15）の段階で半分近くが消滅したのである⁽¹²⁾。

台林に開発された耕地はもとより、木曳堀の西側にひろがる名取平野の農地は、半減された老齢の台林国有林に潮害防備を頼みとしたが、十分な防災機能の維持は望むべくもなかった。したがって、1937 年以降の海岸林の造成事業については、台林地区の開墾と引き換えに重視されていたことを推測できる。

なお、1937 年（昭和 12）に始まる台林地区の開墾については、関係者が写された貴重な記念写真が残されている（図 8）。日章旗とともに「下増田村北釜開墾耕地組合作業地」の標柱が立てられ、正装した関係者が居並ぶこの写真は、開墾組合員で写真に写る櫻井新吉氏の長男、櫻井泰治氏が所蔵されていたものである。切り開かれた大地の広がり、後方に樹高の高いクロマツが見えることから、開発の完了が近づいた 1940 年に撮影されたものと推測される。写真に並ぶ人物は、関係者の家族のヒヤリング調査により、大方の名前を確認することができた⁽¹³⁾。開墾組合員である北釜の住民のほか、下増田尋常小学校北釜分教場教員であった大宮貞治の姿があり、名前を確認できない背広姿の人物のうち数名については、開墾を計画した県の役人と思われる。

開墾作業は 10 班に分かれて進められた。その苦労は子供の世代の北釜の住民の記憶に鮮明にとどめられている。難儀な力仕事である松根の掘り起こしは、各人が唐鍬を一丁ずつ持って、取り組まれた。北釜の組合員のほか、他村に住む親戚の手伝いもあったが、それは貰い受けた松根を乾燥させて、炉端の煮焚きができたからである。台林の松林の開墾

⁽¹²⁾ 陸軍飛行場の建設に伴い、貞山堀の西側にも消滅した松林がある。飛行場に隣接する下増田尋常小学校に 1907 年（明治 38）の大凶作後、誕生していた学校林である。本論で前述したように、2 町歩の規模で造林されたこの松林は、約 30 年が経過した 1937 年（昭和 12）には鬱蒼とした 20 町余もの森となっていた。おそらく松葉が冬場の暖房の焚き付けなどに供されていたものとみられるが、陸軍飛行場の着工に伴い、強制買収されて伐採され、2 年後の 1939 年に跡地は飛行場の土取場と化した（星 2004）。

⁽¹³⁾ 2016 年 5 月 20 日午後、名取市下増田の観音寺で鈴木かつ子氏・櫻井やへの氏・櫻井泰治氏からヒヤリング調査を行った。なお撮影時期については、3 氏の話の中で、開発直後の 1937 年とする推測があったが、写真に写る景観から事業完了に近い時点であろうと考えた。



図8 「北釜開墾耕地組合作業地」で記念写真
(『平成21年北釜写真アルバム』所収)

は、暮らしの燃料が不足していた時代、掘り起こした松根を分配することで人手を集めていたのである。

(2) 植林の技術

① 施工法とその特徴

昭和戦前期の植林事業は、どのような工程と技術で進められていたのだろうか。1937年(昭和12)から39年(昭和14)度まで、3ケ年にわたり「災害防止防潮林造成事業」「海岸砂防林造成事業」として計画された第17号施業地について、設計文書を分析し、特徴を捉えたい。

第17号施業地の位置は、1933年(昭和8)から1935年(同10)度に着手された第5号施業地の北側にあたる。図9はその設計図である。下増田村北釜地区の耕作地の飛砂被害の防止と下増田村全村にわたる耕地の潮害防備を目的として、第5号施業地に連続する施業が必要とされて設計された経緯がある。施行の工程は、堆砂垣を設置して人工的に飛砂を堆積させ、砂丘(前砂丘)を造成した後、その後方に苗木を植え、保護の措置を施すという方法が採られた。実際の施業面積は実測で新植6ヘクタール、堆砂垣1.8ヘクタールであり、初年度の1937年度は堆砂垣3,000メートルの設置と植栽2ヘクタール、翌1938年度は堆砂垣1,800メートルの設置と補修530メートル、3年目の1939年度は植栽4ヘクタールと補植6ヘクタールが計画された。施業場所は既存の国有林の東側に造成され

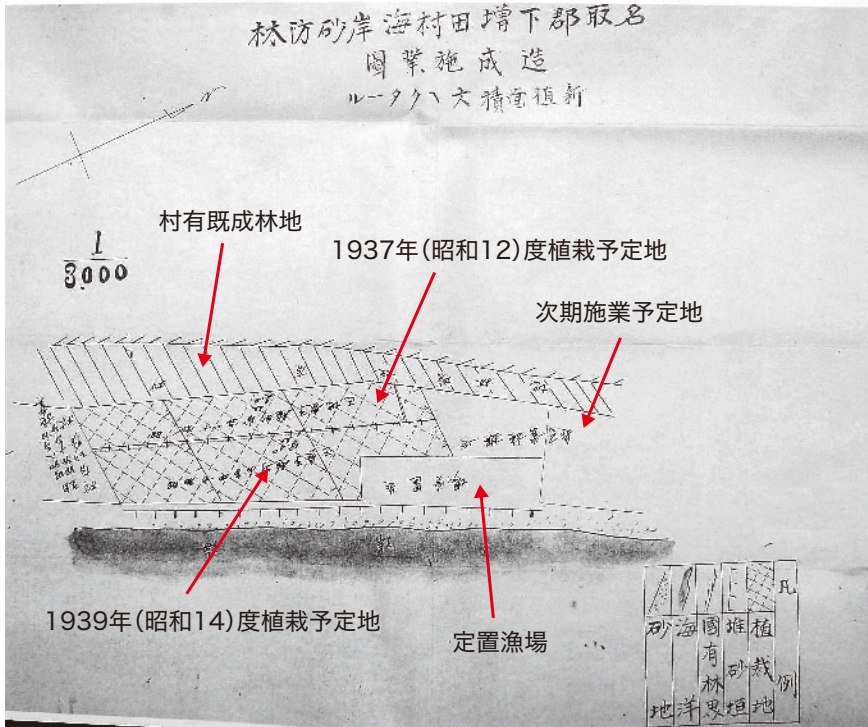


図9 第17号施業地（『昭和十四年山林 林業奨励』宮城県公文書館所蔵）

ていた村有林に隣接しており、東の汀線側には北釜の定置網漁の漁場が設けられていたが、漁場を囲むように植栽する計画となっている。

表1に年度ごとの資材や人夫の配置を示したが、堆砂垣の設置と苗の植栽（新植と補植）のいずれの項目も、宮城県下で当該期に着手された海岸防災林の設計に共通している。国の管理のもとに県営で実施された海岸植林の技術としてみる事ができる。そうした認識のもとに、表の記載に着目してみると、指摘できる点は以下の通りである。

第一に、3年計画の初年度は堆砂垣の施工が中心であり、植林規模は全体の3分1ほどである。2年目は堆砂垣の残る部分の施工と前年度の補修工事が行なわれ、植栽はなく、3年目に苗木の3分の2の植栽と補植作業が集中的に行なわれた。

第二に、堆砂垣の施工は幅1メートル、長さ2メートルの葎簀を用意し、これを杭木と若竹を使い針金で固定する方法が採られた。堆砂垣は造林地の前面に並べて立てることで、飛砂を抑留、堆積させ、人工的な砂丘をつくり、造林地への砂の侵入を防ぐほか、風速の緩和を図るものでもある。葎簀のサイズ、杭木と若竹、針金の分量は一律の基準で定められており、施工人夫の作業量も1日一人20メートルの作業を単価80銭で行うことで統一されている。県が工法の基準を定め、技術の指導にあたったことを推測できる。なお、堆砂垣に用いる葎簀は、1枚当たり13銭で1,500枚購入する予算が計上されている。後述する

表1 1937～39年度（昭和12～14）「災害防止防潮林造成事業」第17号施業地施業内訳
（名取郡下増田村字屋敷218の1「名取郡下増田村北釜海岸砂防林」）

名称／施業種類	1937年度	1938年度		1939年度	備 考
	堆砂垣 3,000 m	堆砂垣 1,800 m	堆砂垣補修 530 m		
葭簀	数量 1,500 枚	数量 900 枚	数量 265 枚		幅1 m、長2 m、4か所編、大段使用
杭木	2,100 本	1,260 本	371 本		松丸太末口太8 cm、長1.5 m、約1.5 m毎に1本
若竹	6,000 本	3,600 本	1,060 本		40本1束のもの、1本3 m以上、3段結束分
十八番亜鉛引針金	90 kg	54 kg	15.9 kg		垣結束用、垣1 mに付き12 mを見込、1 kg 長さ100 m
工築人夫	150 人	90 人	26.5 人		1人1日20 m（単価80 銭）
小運搬人夫	45 人	27 人	7.95 人		材料小運搬人夫1人1日67 m分弱（単価80 銭）
名称／施業種類	1937年度	1939年度・施行地面積 7 ha		備 考（／以下は1939年度で1937年度と異なる条件）	
	新植2 ha	新植4 ha	補植6 ha		
	数量	数量	数量		
黒松	10,000 本	20,000 本	6,000 本	2年生／3年生	
ニセアカシヤ	2,000 本	4,000 本	1,200 本	1年生	
埋薬	12,000 把	24,000 把		苗木1本当り1把	
立薬	12,000 把	24,000 把		同上	
敷薬	24,000 把	48,000 把	7,200 把	苗木1本当り2把／苗木1本当り1把	
堆肥	6,000 kg	12,000 kg		苗木1本当り0.5 kg	
魚肥	120 kg	240 kg	72 kg	苗木1本当り10 g	
風除垣麦薬	12,000 把	24,000 把		1 ha当り600 m 1 m毎に10把	
杭木	680 本	1,360 本		1 ha当り同 1 m毎に1本	
若竹	400 本	800 本		1 ha当り同上 若竹3寸廻	
二十番亜鉛引針金	6 kg	12 kg		垣1 ha当り600 mの割 1 kgにて200 m	
薬止縄	12,000 m	24,000 m		苗木1本当り1m	
薬止竹串	24,000 本	48,000 本		苗木1本当り2本	
穴掘及埋薬人夫	60 人	120 人		男夫1人1日200本分	
堆肥施肥人夫	12 人	24 人		女夫1人1日1,000本分	
魚肥施肥人夫	4 人	8 人	6 人	女夫1人1日3,000本分／男夫1人1日当り1,200本	
土運搬	120 m ³	240 m ³		1 ha当り60 m ³ の割 1 m ³ 100本の距離平均3 km	
土入人夫	20 人	40 人		男夫1人1日600本分	
植付人夫	40 人	80 人	24 人	男夫1人1日300本	
敷薬人夫	24 人	48 人	12 人	女夫1人1日500本／男夫1人1日600本	
竹串縄止人夫	24 人	48 人		男夫1人1日500本	
垣造人夫	30 人	60 人		1人1日40 m 1 haに付き600 mの割	
小運搬人夫	32 人	64 人	6 人	葭杭其他材料小運搬1 ha当り16人／男夫1人1日当り1 ha	
手入人夫			24 人	男夫1人1日当り0.25 ha	

*出典：『昭和14年 山林 林業奨励 永年』（宮城県公文書館所蔵）

※単位の表記は疋を kg、瓦を g、秆を km、立方米を m³に直した。

ように、戦後はその一部を地元北釜の女性たちが製作していたが、この当ても地元で製作されたものを買って上げていたものと思われる。

第三に、植栽苗の種類と本数は、1ヘクタールあたりクロマツ5,000本、ニセアカシア1,000本である。このうち初年度に全体の3分の1、3年目に3分の2が植え付けつけられるが、3年目に全体の5分の1の捕植が見込まれていることは、植栽苗の活着率を8割とみなしていたことになる。

主木のクロマツは、初年度は播種の翌年の苗木である2年生苗を用いるが、3年目は3

年生苗を導入するものとしている。初年度と生長の差を生じさせないための方策とみられる。

第四に、植栽の方法であるが、植穴には客土（粘質壤土）を入れた後、乾燥を防ぐために苗木 1 本当たり 1 把の藁を埋め、そこに堆肥と魚肥を投入する。苗木の周囲には立藁・敷藁を施して風除けと乾燥の対策とされた。さらに苗木を保護する風除垣も麦藁と杭木・若竹などを材料としてつくられている。

第五に、上記の作業の大半は男夫と女夫で分業されており、穴掘りと埋藁、土の運搬と土入れ、植付け、竹串縄止め、垣造りなどは男性の作業であり、施肥（堆肥と魚肥）は女性の作業である。敷藁の作業は男女の区別はない。男性が担う苗の植付けは、一人 1 日 300 本を作業量とされた。

② ニセアカシアの混植

海岸に植栽する樹種は、クロマツのほか、ニセアカシア（和名ハリエンジュ）が 6 分の 1 の割合で混植された。北米原産のニセアカシアは、明治初期に渡来して以来、荒廃地でも旺盛に生育し、痩せた土地を短期間のうちに肥沃な土壌に変える性質が重宝されて、広大な砂丘が形成され飛砂に苦しめられた日本海側の植林事業に人工導入された経緯がある。昭和戦前期には全国の海岸林造成事業で採用され、クロマツとの混植が進んでいた。肥料木としての使用にとどまらず、石川県内灘海岸では、明治末から、農地を早急に確保するための防風林づくりに最適な樹種とされ、アカシアの単純林も造成されている（八神 2009）。

ニセアカシアは一方で、旺盛な成長ぶりが植栽したクロマツ苗を被圧する害も知られていた。だが、1935 年から 1945 年にかけて、ニセアカシアは海岸林造成事業において有用性が着目され、事業の進展に欠かせない樹種として期待が大きかった。こうして宮城県下の海岸植林においても、ニセアカシアを 6 分の 1 の割合で混植する方法が統一した施工法として導入され、名取海岸もニセアカシアが生育する林帯が生まれたのである⁽¹⁴⁾。

4. 戦後の植林事業と北釜

(1) 県営による事業の推移

戦後の海岸林の造成は、全国的に 1948 年（昭和 23）から、国の治山事業計画のもとで本格的に再開された。1953 年（同 28）の「海岸砂地地帯農業振興臨時措置法」（1962 年

⁽¹⁴⁾ クロマツと共生する菌根菌にダメージを与え、松くい虫の被害を拡大させ、クロマツの実生の生育を阻害するという、混植による甚大な影響が報告され、駆除の対象とされている。宮城県の海岸部で戦中戦後に大量に植栽されたニセアカシアは、震災後も生き残り、あらたに植栽されたクロマツ苗の生育を妨げる要因となる問題が発生している。名取市域の海岸でも下草刈りで最も困難な作業のひとつが、アカシアの駆除である。

まで)、および「保安林整備臨時措置法」の制定、1960年(同35)の「治山治水緊急措置法」の制定など、法的整備が整い、公共事業への投資が進んだことにより、林帯を拡大していった。名取海岸の造林も、大枠はこうした流れのなかで、県営による事業が進行した。本章では、戦後の名取海岸での造林事業の推移を1960年(昭和35)度までたどり、併せて北釜住民の海岸林との関わりを述べることにしたい。

① 植林の位置

図10は、宮城県治山課の帳簿と設計図(宮城県公文書館所蔵)から、戦後の施業地のおおよその位置とその推移を示したものである。戦後間もなく取り組まれたのは、戦前に計画された第36号施業地(11ha)の残地であり、広浦の入江に近い一帯に1ヘクタールの新植のほか、2ヘクタールの捕植が行われ、これに伴い堆砂垣570メートルが設けられたほか、古い堆砂垣100メートルの補修が行われた。1948年(昭和23)から53年までの5年間については、後述するように、「愛林碑」の撰文により、台林の海岸林の補植を中心に実施されたものと考えられる。これに対して1954年(同29)以降、1960年(同35)度までの6年間の植林は、当該地が1953年12月23日に「保安施設地区」に指定されたことに伴い、計画的に施行地を定めて段階的に進められた。こうして戦後15年間にわたる県営の植林事業により、名取海岸には、北釜の集落の北側から閑上の砂州の一帯に連続する、およそ4キロメートルに及ぶ海岸林が整備されたのである。その後は苗木を大きく育てる育林の時代に移行したことになる。

戦後着手された一連の植林事業のうち、1954年(昭和29)以降、1960年度までの6年間の植林が「保安施設地区」の指定のもとに実施されたことについては、保安林としての拡充の重要性が毎年の事業設計書に記されている。これによれば、名取川の河口から南に続く当該地は平坦な沖積砂地であり、東南風による飛砂の常襲地帯であった。後方に控える国有・民有の既設のクロマツ林が前方の砂地による飛砂の被害で、林相を劣化させており、また背後に広がる名取平野を飛砂や潮風などの害から守るために、海岸前線での造林が計画されたのである。この造林の達成により、1960年度をもって名取海岸の保安林の植林事業は、完了に近づいた⁽¹⁵⁾。

⁽¹⁵⁾ 戦後海岸林の造林が推進される中、木曳堀西側では、学校植林の地が伐採と再植が繰り返されていた。1952年(昭和27)に建てられた「国土緑化碑」がその歴史を刻んでいる。1905年(明治38)大凶作後の窮民事業で植林された学校林地は、1937年(昭和12)陸軍飛行場の建設に伴い強制買収されて伐採され、戦後の1947年(昭和22)跡地は村有地として払下げられた。折しも1949年(昭和24)1月、文部・農林両省は、天然資源を保存し公共福祉に貢献する目的を掲げて、学校植林五カ年計画を樹立し、全国的に学校植林運動を展開する。下増田小学校はこれに賛同し教育の一環として、かつての学校林地の再興に着手した。いつとき砂取り場とされたこの場所は低湿荒蕪の原野となっていたが、学区の集落ごとに出入足として奉仕する協力態勢が生まれ、戦後の国土緑化の第一歩は学校植林とともに踏み出したのである。村人はスコップを使い「切り上げ」と称する盛土工事が何度も割り当てられた苦勞が記憶されている(星2004)。こうした努力が功を奏し、下増田小学校は1951年(昭和26)、学校植林コンクール小学校の部で宮城県第一位、全



図 10 名取海岸の植林施行地推移（昭和戦前期）

出典：『昭和 20～24 年治山課 海岸砂地造林事業』『昭和 29 年治山課 海岸砂地造林事業』『昭和 30 年治山課 海岸砂地造林事業』『昭和 31 年治山課 海岸砂地造林事業』『昭和 32 年治山課 海岸砂地造林事業』『昭和 33 年治山課 海岸砂地造林事業』『昭和 34 年治山課 海岸砂地造林事業』『昭和 35 年治山課 海岸砂地造林事業』（いずれも宮城県公文書館所蔵）

国第二位の表彰を受け、翌 52 年には宮城県第一位、全国第一の栄冠を授与された。1951 年の植林規模は 5 町歩、翌 52 年の規模は日米青少年交歓記念林 1 町歩を含む 6 町歩である。下増田村は、この学校植林の事業が職員・児童の努力はもとより、村民の絶大なる協力によってなされたことを荣誉として、1952 年 11 月 3 日に記念碑を建立した。「国土緑化」と刻まれた碑文の題字は、宮城県知事宮城音五郎により揮毫されている。碑文の裏面には、村長以下村役場の役人、下増田小学校校長・教頭、村会議員、区長など役人のほか、林務担当、学校植林推進委員となった村民の名前が刻まれている。こうして戦後、再度のクロマツの植林が開始され、学校の森ができあがるかに見えたが、その後「帰農増反」政策のなかで、この地は希望者に分配売却され、伐採されて、名取平野の田地に生まれ変わった。戦後の学校林地復活を「永遠に記念し日本再建の熱意を後世に伝える」と刻まれた碑文は、震災で流され、いったん救済されたが、復興事業の途中で行方不明となっている。

② 施工法とその特徴

戦後の海岸林の造成は、戦前の一通り体系化された施工法を引き継ぎながら、新たに導入された工法や技術があった。表2は1959年（昭和34）度の造林事業として作成された設計書を整理したものである。また図11は、付属の関係図面である。前後の年代も見渡しながら、指摘できることは以下の通りである。

第一に、植栽場には苗木を潮風や飛砂から保護するための静砂垣（風除垣とも記されている）が設置された。戦前の植栽場は前面に堆砂垣を設けて砂除けとし、植栽苗を直接保護するものは立藁と敷藁のほか簡易的な風除垣のみであったが、1954年（昭和29）以降、海岸前線の植栽は、植栽場を大きく静砂垣で囲み、苗木を保護する方法が採り入れられた。図11④に示した静砂垣の構造図は堆砂垣と大差が見えないが、葭簀でなく簀子を使って仕立てるものとされている。

第二に、海岸の前方に汀線と並行に、盛土による人工砂丘が築かれた。砂の移動を止め、また前砂丘の安定を図る人工砂丘の造成は、戦前は堆砂垣の施工のみでおこなわれていたが、1957年（昭和32）度から、砂地が安定している箇所には堆砂垣により砂丘を築き、凹凸のあるところは盛土による人工砂丘をつくる工法が導入されたのである。図11⑤は盛土によって築く人工砂丘の施工図である。上幅1メートル、下幅5メートル、平均高さ1メートルで構築され、天端に堆砂垣を築き、海岸側の法面に砂草としてハマニンニクを植えるものとしている。ハマニンニクの植栽は、飛砂を抑留させる自然の営力の活用を図ったもので、1959年度の採集地は宮城郡蒲生海岸である。

第三に、植栽の樹種が替えられた。1949年（昭和24）度から植栽木はクロマツのほか、肥料木としてイタチハギを6分の1ないし12分の1の割合で混植させる方法が採られている。イタチハギはクロバナエンジュ（黒花槐）とも呼ばれ、北米原産で大正年間に渡来したマメ科の外来種である。肥料木としての有用性に加えて、生長の速さと耐暑性、耐乾性に優れ、価格の安さもあり、戦後の砂防や防風、護岸のための公共工事に全国的に人工導入されてきたが（環境省2015）、宮城県下の海岸林の造成事業においても、従来のニセアカシアに替えて、イタチハギの混植が一斉に行なわれ、名取海岸にも人工導入されたのである。

だが1956年（昭和31）以降、植林事業が海岸の最前線に移行すると、潮害に強い適性の判断から、植栽木はクロマツのみとなった。1ヘクタールあたり6,000本のクロマツ苗を約1.8メートル×0.9メートルの間隔で植栽することにより、名取海岸の海岸林の最前線は、クロマツの単純林がつくられたのである。

③ 地元の取り組み

県営による植林事業は担当技師により個別の設計が立案され、県の指導のもとに実施されていたが、名取郡の海岸林保護組合は、一部を改良した特殊設計を採り入れていた（名

仙台湾岸における防災林の植林史

表2 1959（昭和34）年度「海岸砂地造林事業」施業内訳
（名取市下増田・関上地内）施業面積1ha

労務・資材／施業種類	防浪編柵 (1,300 m) ①	人工砂丘 (750 m)	堆砂垣 (2,800 m) ③	静砂垣 (800 m) ④	苗木植栽 (1 ha)	諸掛費	計
人夫	295.10 人 (10 m 当り 2.27 人)	517.50 人 (100 m 当り 69 人)	155.40 人 (100 m 当り 5.55 人)	40 人 (100 m 当り 5 人)	139.02 人 (1 ha 当り 139.02 人)	人夫 80 人	1,227.02 人 (単価 300 円 368,106 円)
内訳 杭打 (1 人 1 日 25 本) 粗朶編 (1 人 1 日 15 m) 杭削、皮むき (1 人 1 日 40 本の割) 材料小運搬 (運搬距離 400 m)	(0.80 人) (0.67 人) (0.50 人) (0.30 人)						
盛土・整形一式 1 m ³ 当り 0.13 人 砂草採取及小運搬 1 人 1 日 20 m ² 砂草植栽 1 人 1 日 40 m ²		(39 人) (20 人) (10 人)					
杭削杭打 1 日 66.7 本 竇立仕上 1 人 1 日 25 m/28.5 m 小運搬及竇立手伝人夫			(1 人) (4 人) (0.55 人)	(1 人) (3.5 人) (0.5 人)			
穴掘土入 1 人 1 日 250 本 植栽 (仮植小運搬を含む) 1 人 1 日 250 本 立ワラ 1 人 400 本 敷ワラ 1 人 200 本 施肥 (小運搬を含む) 1 人 1 日 500 本 ワラ小運搬 100 kg 当り 0.11 人 客土小運搬 1 m ³ 当り 0.67 人					(24 人) (24 人) (15 人) (30 人) (12 人) (9.9 人) (24.12 人)		
杭木 (長 1.5 m、末口 0.09 m)	2,600 本 (10 m 当り 20 本)						2,600 本 (単価 92 円) 239,200 円
粗朶 (長 2.5 m、元口 0.03 m、25 本束)	910 束 (10 m 当り 7 束)						910 束 (単価 100 円) 91,000 円
盛土 砂草 ハマニンニク (植栽面積 400 m ²)		100 m 当り 300 m ³ 39,200 株 (100 m 当り 11,200 株) ②					39,200 株 (直接採取)
小杭 (長 1.0 m、末口 0.04 m) 若竹 (長 3.0 m、目通 0.03 m、25 本束) 葦簀 (長 4.0 m、巾 0.6 m) 簀子 (長 1.2 m、巾 0.5 m) 針金 (18 番 亜鉛引)			1867 本 (100 m 当り 66.7 本) 150 束 (100 m 当り 5.36 束) 700 枚 (100 m 当り 25 枚) 84 kg (100 m 当り 3 kg)	533 本 (100 m 当り 66.7 本) 42.88 束 (100 m 当り 5.36 束) 667 枚 (100 m 当り 83.4 枚) 24 kg (100 m 当り 3 kg)			2400 本 (単価 14 円) 33,600 円 192.88 束 (単価 250 円) 48,220 円 700 枚 (単価 80 円) 56,000 円 667 枚 (単価 15 円) 10,005 円 108 kg (単価 95 円) 10,260 円
クロマツ (2 年生 18 cm 以上) ⑤ ワラ (1 把 0.375 kg) 肥料 (N6P4K3 (1 畝 37.5 kg)) 客土 (粘質壤土 馬車運搬)					6,000 本 9,000 kg 6 畝 36 m ³ ⑤		6,000 本 (10 本当り 32 円) 19,200 円 9,000 kg (10 kg 45 円) 40,500 円 6 畝 (単価 950 円) 5,700 円 36 m ³ (単価 450 円) 16,200 円
竹 (丁張用) 縄 (同上) 畚 (客土小運搬用) 畝 (苗木入用)						70 本 10 玉 10 枚 10 枚	70 本 (単価 10 円) 700 円 10 玉 (単価 150 円) 1,500 円 10 枚 (単価 60 円) 600 円 10 枚 (単価 50 円) 500 円

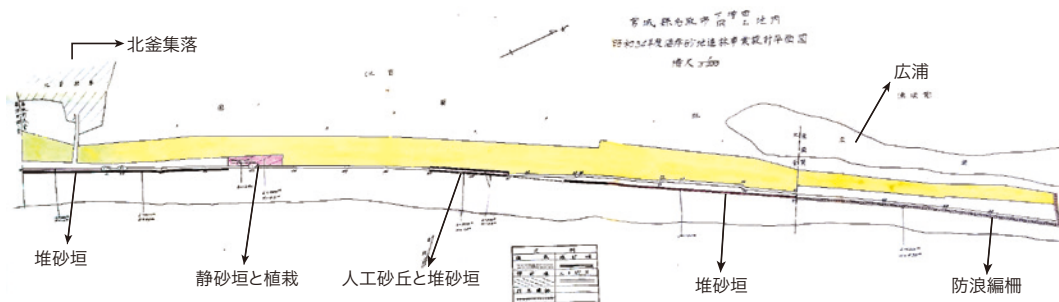
① 杭間隔 0.5 m、編高 0.7 m ② ハマニンニク 長 0.25 m 以上、地際 0.005 m 以上 1 m² に付き 28 株植

③ 杭間隔 1.5 m、竇高 0.6 m ④ 杭間隔 1.5 m、竇高 0.5 m ⑤ 1.82 m×0.91 m 間隔植

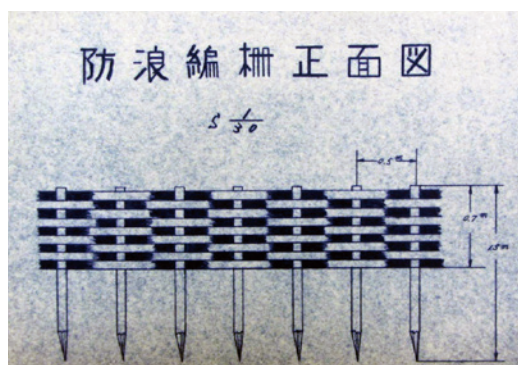
※単位の表記は畝を kg に直した。

※出典：『昭和 34 年治山課 海岸砂地造林事業』（宮城県公文書館所蔵）

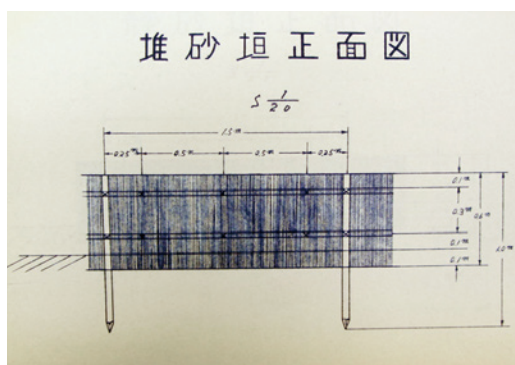
① 「下増田関上地内昭和34年度海岸林設計平面図」



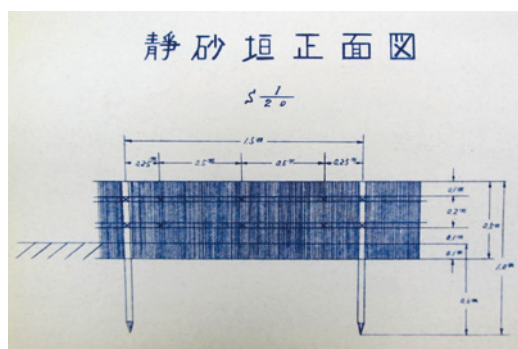
② 防浪編柵構造図



③ 堆砂垣構造図



④ 静砂垣構造図



⑤ 人工砂丘構造図

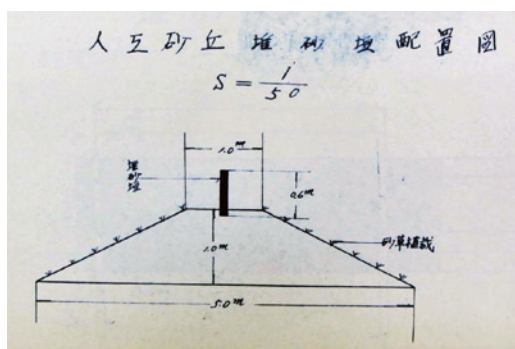


図11 1959（昭和34）年度海岸林施工関係図
（『昭和34年治山課 海岸砂地造林事業』宮城県公文書館所蔵）

取郡海岸林保護組合連合会 1956 年)⁽¹⁶⁾。具体的には、堆砂垣の施工法として従来 20 メートルごとに設けていた翼垣を、風向の観察により除外したこと、人工砂丘は天端が 1 メートル、1.5 メートル、2 メートルの三種類を設け、天端は蛸貝殻敷工とし、静砂垣施工と風除垣施工に準じる施工として前砂丘の安定を図るものとしたこと、低湿地に施工する排水溝は不要としたことなどである。県内一律に定められた標準の施工法があったが、これを受け入れるだけでなく、名取郡の海岸の条件に見合う工法を、地元が主体的に選択していた事実が知られる。

さらに海岸林保護組合は、砂の移動が大きいために容易に植栽が進まない海岸前線での造林の実情を踏まえ、造林を可能とする環境づくりを海岸の自生植物に見出していた。名取郡の海岸は最前線にハマニンニク、コウボウムギが自生し、次にハマニガナ、ハマボーフ、ウンラン、ハマヒルガオ等、その内側にハマエンドウ、ケカモノハシ等の侵入があるが、当時は毎年の強風の発生で安定しない状況にあることが確認されている。防浪目的の人工砂丘が施工され、その法面に実施した砂草の植栽が良好であったことで、ハマニンニクの活着力が見極められた。そこで砂草の人工侵入を容易にすることが、クロマツ等の造林を可能とするという見解を導きだしたのである。

飛砂の被害を収める前砂丘と人工砂丘の施工を成功させることが、海岸前線に造林が進んだ 1950 年代半ばの植林事業の最大の課題であった。人工砂丘に海浜植物を固定させるその技術は、事業を主導し海岸集落を廻り歩いて施工の指導に当たった担当役人と、地元で植栽作業を担う人々の試行錯誤のなかで開発され、根付いたものとみてよいだろう。自生のハマニンニクの採取は砂浜の裸地化の進行を招くことから、苗の養成が必要となり、北釜の住民の畑で苗づくりも開始されていた（宮城県治山林道協会 1995：33）。植林事業の総仕上げは、県と地元の協働によって、道がひらかれたのである。

(2) 「愛林碑」に刻まれた植林事業

名取市域の海岸で戦後の植林事業が 10 年を迎えた 1959 年（昭和 34）3 月、広浦の入江に近い台林（現在の名取市下増田大字台林）の一画に、北釜の植林関係者により、記念の石碑が建立された。稲井石を加工して台座に据えた石碑の表面には、上部に初代名取市長高橋秀松の揮毫により、「愛林」の文字が大きく彫り込まれている（図 12）。

愛林の文字を刻んで立てられた植林記念の石碑は、一般的に「愛林碑」の名称で呼ばれている。宮城県では、公私有林、および学校林の造成を促進し森林愛護の精神を涵養するという目的で、1950 年（昭和 25）4 月 1 日に宮城郡利府村古林県有模範林内に第一号基が建てられたのにはじまり（みやぎの林業刊行委員会 1950：201-202）、1960 年（同 35）にかけて、県有林地にひろく愛林碑の建立が進んだ。仙台湾岸に広がる海岸林地にも、表

⁽¹⁶⁾ 林学博士諸戸、理学博士河田の両氏の設計を取り入れ、一部を改良したものであった。



図12 名取市下増田（台林） 愛林碑
（2016年3月18日撮影）

表3 仙台湾岸に立てられた「愛林碑」一覧

	建立年月日	建立場所 (現在地)	建立主体 (建立時集落)	撰文のタイトル	撰文 氏名	備考
1	1953年 (昭和28) 10月16日	岩沼市寺島字 川向	名取郡玉浦村寺島 蒲崎	蒲崎海岸林造成 記念碑	玉浦蒲崎砂防林保護 組合 佐藤正人	
2	1953年 (昭和28) 12月	仙台市宮城野 区岡田	仙台市岡田 新浜	新浜海岸砂防林 記念碑	平山源六	
3	1955年 (昭和30) 4月7日	岩沼市早股字 前川	名取郡岩沼町早股 長谷釜	長谷釜海岸防災林 造成記念碑	無	
4	1955年 (昭和30) 4月7日	岩沼市下野郷 字藤曾根	名取郡岩沼町下野 郷 藤曾根	藤曾根海岸砂防林 記念碑	無	震災で損傷、 保管場所あり
5	1955年 (昭和30) 11月3日	岩沼市押分字 須加原	名取郡岩沼町押分 二ノ倉	岩沼町二ノ倉海岸 防災林記念碑	北須加 功雲 菊地捨太郎（撰文） 岩沼町 青岳 星 乾（謹書）	
6	1957年 (昭和32) 10月	岩沼市寺島字 川向	名取郡寺島村 新浜	無	高橋陸雄	
7	1958年 (昭和33)	岩沼市下野郷 字浜	名取郡岩沼町下野 郷 相ノ釜	無	無	
8	1959年 (昭和34) 3月1日	名取市下増田 字屋敷	名取郡名取町下増 田 北釜	無	大宮貞治	

* 岩沼市の愛林碑は阿部俊雄「岩沼市玉浦の防潮林と愛林碑について」（『仙台郷土史研究』289号、2014年12月）を参照。

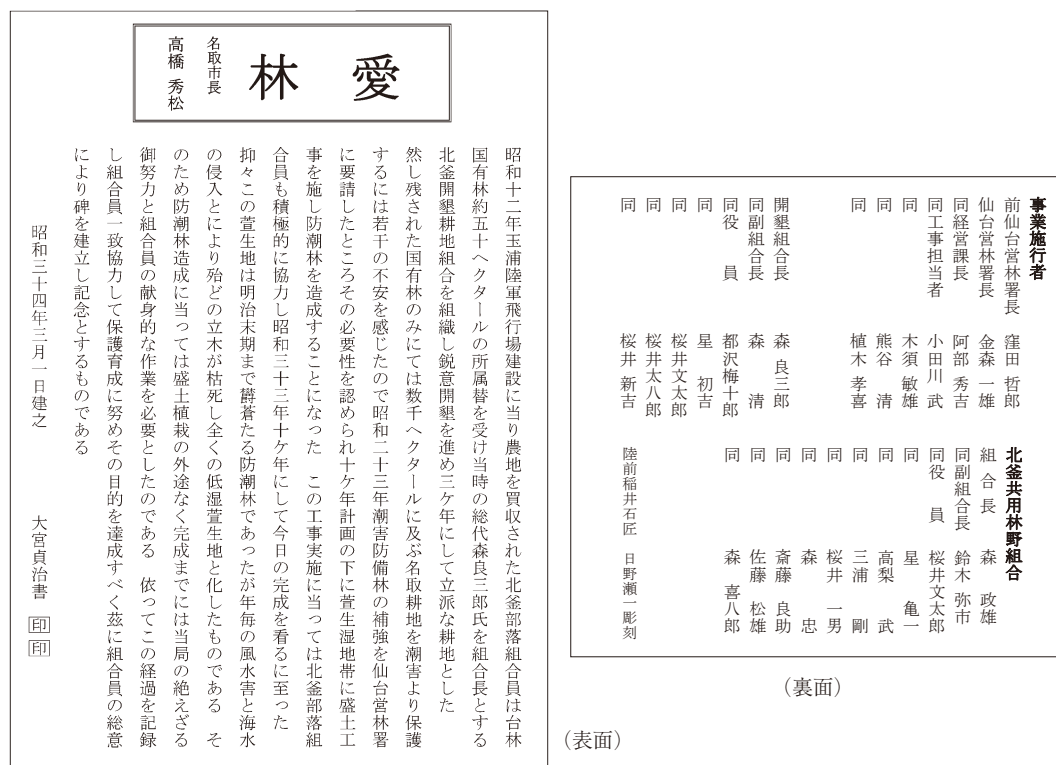


図 13 名取市下増田（台林）「愛林碑」

3に示したように、戦中戦後の継続した植林事業を記念する愛林碑が、1950年代、浜ごとに立てられており、台林地区に建立された愛林碑は、そうした石碑群の一つである。

図13は、碑文の表と裏の彫刻文を翻刻したものである。表の撰文は、当時下増田村小学校北釜分校の教員であった大宮貞治により起草されたもので、植林事業の経緯を記し、主導した県役人の尽力と作業に携わった北釜住民のはたらきを称え、住民が一致協力して松林の保護育成に努める決意を伝えている。石塔裏面の上部には、事業施行者として、前仙台営林署長窪田哲郎をはじめ関係役人7名の氏名を刻み、次いで北釜開墾組合の組合長森良三郎をはじめ役員7名、北釜共用林野組合の組合長森政雄をはじめ役員11名の氏名が並ぶ。碑文を彫刻した陸前稲井石匠日野瀬一の名前も刻まれている。

注目したいのはこの事業が計画された経緯である。撰文によれば、戦後の植林事業の開始は1937年（昭和12）、陸軍飛行場の建設に伴い台林国有林の半分が代替地として開墾されたことに関係していたことがわかる。すなわち、台林国有林が開墾で規模を半減され、「名取耕地」（名取平野の農地）を潮害から守る役割を十分に果たせなくなったことを心配した北釜開墾耕地組合が、1948年仙台営林署に対して潮害防備林の補強を要請し、その主張が通り、植林事業が開始されたのである。さらに撰文には、1948年に始まる植林の場所について、明治末まで厚く防潮林が茂っていたが、その後の風水害と海水の侵入によ

り、立木の大半が枯死し、低湿の萱生湿地と化していたことを伝えている。こうした土壌の条件により、植林には盛土の工事が必要となり、盛土の上に植栽するという苦労を伴うものとなった。県の指導のもとで、植林事業は台林に農地をもつ開墾耕地組合のメンバーだけでなく、北釜の住民が協力し取り組まれた。こうして開始された戦後10年に及ぶ植林事業の功労を後世に伝えるために、この地に愛林碑が立てられたのである。戦後の植林事業は実際はさらに数年継続されていたが、北釜の住民は10年をひと区切りとして、記念碑を立てたものと推測される。

それでは、盛土を施して植栽が行われたという、1948年（昭和23）以降の施行地はどのあたりだろうか。もとは厚く防潮林があったが、萱生湿地帯となったという、撰文の情報からすれば、藩政時代に植えられ、国有林として受け継がれてきた台林地区の残林部分と考えられる。1933年（昭和8）の三陸地震津波による広浦湾から南の浸水状況については記録が残らないが⁽¹⁷⁾、閑上の被害の広がりから推測すれば、広浦の入江から台林地区に海水が侵入したことで松林の地盤が湿地帯に変わり、萱生地が生じて、往来の松林が荒廃したことを推測できる。こうして台林の海岸林残存地への補植が行われたのと併せて、その東側に昭和戦前期に造成された松林も補植されたものとみられる。この作業が完了した1954年（昭和29）以降、前述したように海岸の前線部、汀線から二〇〇メートルほどの前浜に、あらたに保安地区指定により、植林が進められたのである。

愛林碑の建立は、10年計画で申請した戦後の植林事業の経緯を振り返る場所として、台林の広浦入江の地が選ばれたものとみられる。

（3）北釜による管理と利用

① 植林を担う

名取海岸の植林事業で現場の作業の中心を担ってきたのは、近代以降も一貫して、北釜の住民である。既述のように、「大正天皇即位記念植樹碑」は下増田村による広浦東岸への植林を伝えているが、植栽場所からみて、北釜の住民が総出で担っていたことは間違いない。「愛林碑」に刻まれた戦後10年にわたる植林事業と北釜との関係は、前述した通りである。さらにこの間の植林に関係して、1936年（昭和11）名取郡閑上町大字閑上字東須賀で「閑上防潮林防風垣」の設置事業に際して作成された『人夫傭役簿』（宮城県公文書館所蔵『昭和十一年山林 林業奨励 防潮林造成』所収）がある。下増田村北釜地区の村域に続く閑上の町域であったが、8日間の作業日程で雇用された34人のうち、33人は北釜の住民であった。

海岸林の造営には多くの現場の作業があり、雇用労働が生みだされていた。表2に示したように、植栽作業はこの時期、穴掘りと土入れ、植栽、立藁、敷藁、施肥、藁および客

⁽¹⁷⁾ 1933年三陸地震津波による名取市域の被害については、閑上の日和山に立てられた津波記念碑に情報が刻まれている。閑上は犠牲者はなかったが名取川から遡上した津波で、浸水被害があった。

土の運搬などがあり、昭和戦前期と異なり、男女の書き分けはなく、いずれも単価 300 円と計上されている。ただし 1955 年（同 30）頃から植林に従事した住民の記憶では、穴掘りはもっぱら男性が担い、植栽と立藁・敷藁の作業は男女がともに担う仕事で、流れ作業で行われていた。また植付けは“マツコウエ（松子植え）”と呼ばれていた。植林事業はこの時期、海岸の前線部で行われていたが、ニセアカシアやイタチハギの混植はなく、クロマツのみを植えていたことも裏付けられる。海岸で長時間に及ぶマツコウエは楽な労働ではなかったが、家の嫁として作業に出た女性たちにとって、舅姑に仕える時間から解放され、嫁同士の親睦の場でもあったことが思い出されている。

このほか北釜の女性のなかには堆砂垣に使う葭簀の製作を請け負う者もいた。葭簀編みといわれ、葭を刈り、乾燥させた後に行なう冬場の手仕事で、完成品は砂防組合が買い上げ、県に収めていた。葭簀編みを含めて植林事業により生まれた仕事は、頻繁に災害に見舞われ、安定した農業収入が得られない北釜の暮らしを支える貴重な収入源でもあった。

② 海岸林保護組合の設立

海岸林は苗木の植栽後の保護と管理も適切に行われなければ成林に至らない。苗木の生長を阻害する雑草木の下刈や蔓切は、とりわけ重要な作業である。植林後 10 年を経過する頃には、除伐、枝打、間伐が大事な作業となる。常時見廻りを行い、育林と管理に責任を負う役割として、国有林には看守人（監守人）が置かれてきたが、県営による造林が進展した 1940 年（昭和 15）以降、県林務課の指導により、地元が海岸林の保護・育生に組織的に対応する組合の結成が進んだ。1942 年（昭和 17）名取郡の蒲崎海岸砂防林保護組合・二ノ倉海岸砂防林保護組合の設立は、宮城県内における海岸林保護組合結成の嚆矢でもある（宮城県治山林道協会 1995）。その後名取郡内には、1947 年（昭和 22）にかけて、小塚原・納屋新浜・藤曾根・長谷釜・北釜・相ノ釜の順に組合が結成された（名取郡海岸林保護組合連合会 1956）。いずれも規約の目的に、組合員の一致協力により県営海岸林を保護・育成し、災害防止に努めることを掲げ、県の指示に基づき、工作物の補修、造林地の保育、盗伐・誤伐・侵壟などの加害行為の防止、林野火災の防止などを定めている（宮城県治山林道協会 1995）。

北釜海岸林保護組合の結成は、戦後の 1956 年（昭和 21）2 月 1 日である。組合長に森安兵衛、副組合長に森良雄、幹事に高橋茂十郎・櫻井重吉・櫻井文太郎・鈴木弥市・櫻井勝太郎・都沢広が就任し、看守員に高梨武・森政雄が就いて、活動が開始された（名取郡海岸林保護組合連合会 1956）。組合員数は 86 名で、集落のほぼ全世帯が加入していたことになる。1948 年（昭和 23）1 月 26 日に宮城県海岸林保護組合連合会が結成されると、森安兵衛は委員として名を連ねている（みやぎの林業刊行委員会 1950：296-298）。1954 年（昭和 29）11 月 1 日には名取郡海岸林保護組合連絡会が設立され、森安兵衛は副会長、高橋茂十郎は会計兼務の幹事に就任している（名取郡海岸林保護組合連合会 1956）。

③ 海岸林の公益的機能と共同利用

海岸林の造成は戦後、国土の保全を図る防災機能に重点が置かれただけでなく、沿岸地域の側から直接間接の経済効果が期待されて推進された側面も見落とすことはできない。国を挙げて食糧不足の打開が課題となっていた1956年（昭和31）、名取郡の海岸林保護組合は、海岸砂地の造林の達成により沿岸部の湿地帯の萱生地を反収2石の美田とすることに期待を寄せていた。併せて海岸林による経済効果について、第一に森林資源として燃料の供給源となり、砂地に特有のキノコ類の生産を期待できる、第二に内陸の不毛地を米作と蔬菜・果樹栽培等の利用に供する、第三に海岸線から4キロメートル以内の耕地の減産を防止できる、第四に漁港施設を飛砂による埋没から防ぎ、魚付林や航行目標林ともなるという、農水産業の保護に及ぶ諸点を挙げている（名取郡海岸林保護組合連合会1956）。名取郡の海岸林は当該期、ひろく沿岸部の暮らしと生業の持続と結びついた公益的な役割を見出され、植林による拡充に地元の大きな期待が寄せられていたのである。

上記の指摘のうち、第一に挙げられている森林資源の観点は、北釜の持続可能な暮らしにとって、とりわけ重要な要素であった。星善吉『ふるさと北釜物語』（星2004：16-17）、および北釜の住民の方々のヒヤリング調査により、その一端が知られる。江戸時代から継承されたクロマツ林に加えて、近代以降の植林事業で生まれた海岸林は、北釜に委託公有林として管理が委ねられていたが、住民は「オハヤシ」と呼び、電気やガスが完全普及する1970年（昭和45）頃まで、枯れ松葉を採集する松葉さらいを継続していた。煮炊きや五右衛門風呂の燃料とする松葉を採集する松葉さらいは、北釜海岸林保護組合の組合員、すなわち村中総出で、農閑期の冬から早春にかけて、オハヤシに何度か入って実施された。集落を西・中・東の3組に分け、輪番制でその組の長老女性が日時や集会場所を決め、採集作業の采配を振るうのが慣わしであった。熊手で松葉を集めた後、松葉が互いに組み合わさるように圧縮して卵型に整え、“カッツゲ”をつくるのが、作業の第一段階である。このカッツゲを6つ、松枝を敷いた上に互い違いに重ね合わせて“マルキ”をつくる。完成したマルキ1つを一丸（イチマル）と呼び、重ねて結ぶことを“マルグ”と呼んでいる。松葉をカッツゲに固める作業も、カッツゲをマルキに仕上げる作業も、独自の技法を要して容易な仕事ではなく、嫁世代は熟練した姑世代からその技を教え込まれた。夕方、みんなで作り上げたマルキを地面に並べ、くじ引きで4丸か5丸ずつ受け取るのがルールであり、迎えに来た家族とともに牛車や馬車やリヤカーに積んで持ち帰る。余分なマルキは閑上で売り、収入を得ることもあった。

松葉さらいの慣行により、手入れの行き届いたクロマツ林には、アカマツ林に生えるマツタケに負けない、ショウロ（松露）と呼ばれる美味なキノコが育った。ハツタケ、ギンタケとともに、海岸林から季節の豊かな食材が授けられていた。

オハヤシでは田畑の肥料や牛馬、豚の飼料とする下草も刈り取られた。オハヤシに入る道は2か所あり、時間を決めて一斉に馬車を入れ、勝手な刈り取りを禁じる厳しいルール

が敷かれていた。共同利用の公平性を保つことは、オハヤシを末長く維持するための方策でもあった。

一方、海岸林のもつ公益的機能として、第四に漁業の振興との関係が挙げられている点も注目される。魚類の生息と繁殖に貢献する海岸林の機能は、半島や岬の岩礁海岸に生育する樹林の例が知られるところであるが、砂浜のクロマツを主体とする海岸林の魚つき機能についても、近年その例が見出されている。山形県庄内浜の加茂町（現鶴岡市）では1927年、スギ・クロマツ・アカマツの植林を魚付き林として申請し、その後数年にわたり、植栽が続けられている（神田 2005）。仙台湾岸では、現在の仙台市宮城野区岡田新浜、蒲生、若林区荒浜で、1897年（明治30）以降、漁業組合が前浜に魚つき機能の海岸林の造成・拡充をめざしてクロマツ苗の購入を予算化しており、漁業関係者による植林支援が知られる早い例として位置付けることができる（菊池 2016）。名取の海岸林にも同時期に魚つき機能の認識が生まれていたことは、十分に推測されることである。図9に示した1930年代の植林設計図には、北釜の集落から1キロメートルほど北側に「定置漁場」の記載がある。植林予定地がこれを取り囲むように設定されていることは、松林の造成が、この場所で行われる定置網漁の収穫と結びついて推進されていたことがうかがわれる。それは、北釜で漁業をなりわいとしていた住民の海岸林に対する意識を示唆するものであろう。

お わ り に

本稿は、現在の名取市域に造成された海岸防災林について、植林の歴史的経緯の解明と併せて、地元北釜の関わりを明らかにすることを目的としてきた。残る課題と作業は少なくないが、いくつか挙げておきたい。昭和戦前期については、台林地区の開墾と同時期に進行した植林事業に関して、史料の不足から両者の関係および事業の詳細を捉えることができずにおり、検討を要している。昭和戦後期については、愛林碑の撰文に刻まれた10年に及ぶ植林事業の前半（1948年～1953年）に関して、公文書から施業の場所と方法について情報が得られず推定にとどまっている。関係資料の探索がまずは大事な作業となる。また1960年以降継続された事業の分析も今後に残された。植林の現場での作業、技術とその改良についても、北釜の日常の暮らしや生業との関わりに関心を向けながら、ヒヤリング調査を続ける予定である。

最後に、名取市の海岸林をめぐるその後の動向に一点、触れておきたい。1970年（昭和45）、名取市の海岸林は、成立以来最大の過渡期を迎えた。台林地区の国有林70ヘクタールが、仙台空港の拡張に伴う農地の代替地として開発され、消滅したのである。貞山堀（木曳堀）の東側にひろがる台林地区は、17世紀半ば過ぎからクロマツが植栽され、大きく育った樹林は藩有林から官林、国有林へと受け継がれて、名取海岸最古の林帯を形成していた。その後、アジア太平洋戦争下の1937年（昭和12）、熊谷陸軍飛行学校の練習基地となる

飛行場の建設に伴い、貞山堀側の約50ヘクタールが代替農地となり、伐採されたことは、既述した通りである。その残存林70ヘクタールが農地に替えられたことで、藩政時代の植林に由来する樹林は、名取海岸からほぼ姿を消したのである。台林地区の東側には1933年（昭和8）以降、1960年にかけて、県営による造林が進み、あらたな海岸林が生まれていたが、1970年（昭和45）以降はこれらの若齢林に、台林地区の開発農地と、貞山堀の背後に広がる名取平野の潮害防備の役割が託されてきたのである。

東日本大震災の津波は、名取海岸にあっては、樹齢70年に満たない海岸林の林帯を襲い、壊滅に至らせた。海岸林を突破した津波は、貞山堀から北釜の集落へ侵入したことを、住民の証言から確認できる。海側から集落への津波の侵入がほぼ防がれた要因のひとつは、おそらく集落前方に林立する古いクロマツ群の働きがあったものと考えられる。海岸の前線部にあって僅かに津波の猛威に耐えて残ったのも、このクロマツ群である。本論では、集落前方のクロマツ林については、絵図等の読み解きから、藩政時代に盛土を築いて植えられたことを推測しているが、今後工学的な検証を行い明らかにする余地がある。

引用文献

- ・阿部俊雄 2014 「岩沼市玉浦の防潮林と愛林碑について」『仙台郷土研究』289号、56-61
- ・石川幹子・大和広明・大澤啓志 2013 「東北地方太平洋沖地震津波による海岸林の被災分析と文化的景観の特質に関する研究—宮城県仙南平野岩沼市沿岸部を対象として」（公益社団法人日本都市計画学会『都市計画論文集』vol. 48. No. 3, 1005-1010）
- ・岩本由輝 1994 『東北開発120年』刀水書房
- ・太田尚宏 2012 「森林政策から見た徳川三百年」（徳川林政史究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』東京堂出版）2-84
- ・岡本貴久子 2016 『記念植樹と日本近代—林学者本多静六の思想と事績』思文閣出版
- ・小原伸 1954 同編著『伊達家仙台藩の林政』宮城県林務部・宮城県水源林保護組合連合会
- ・環境省 2015 PDF www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/files/47.pdf
- ・神田リエ 2005 「山形県の魚つき保安林の歴史と現状」『海岸林学会誌』5(1)、13-18
- ・菊池慶子 2011 「仙台藩領における黒松海岸林の成立」（『東北学院大学経済論集』177）127-138
- ・菊池慶子 2013 「失われた黒松林の歴史復元—仙台藩宮城郡の御舟入土手黒松・須賀黒松」（岩本由輝編『歴史としての東日本大震災』刀水書房）123-153
- ・菊池慶子 2016 『仙台藩の海岸防災林と村の暮らし—クロマツを植えて災害に備える』蕃山房
- ・鈴木英二 2007 『ふるさと増田物語』非売品
- ・富田瑞樹 2017 「海岸林の生態系サービスと海岸防災林復旧事業を考える」『震災学 vol. 10』
- ・名取郡海岸林保護組合連合会 1956 『名取地区海岸砂地造林』
- ・日本学術会議東日本大震災復興支援委員会 2014 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t140423.pdf>
- ・芳賀和樹 2012 「保安林・経済林」（徳川林政史究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』東京堂出版）110-112
- ・平吹喜彦 2014 「『海岸防災林の広域盛土』という巨大防潮堤」『震災学 vol. 4』158-165

- ・星善吉 2004 『ふるさと北釜物語』 非売品
- ・宮城県名取市 1977 名取市史編纂委員会編『名取市史』
- ・宮城県治山林道協会 1995 『海岸林を語る』（宮城県林業振興協会『宮城の海岸林 ― その歴史と東日本大震災からの再生をめざして ―』 2014 所収）
- ・宮城県林務部 1955 『宮城県の林業』
- ・みやぎの林業刊行委員会 1950 同編『みやぎの林業』
- ・八神徳彦 2009 崎尾均編『ニセアカシアの生態学』 文一統合出版、311-325

〈謝辞〉

本稿の執筆にあたり、以下の方々にご協力いただきました。記して御礼を申し上げます。

「名取市海岸林再生の会」（ヒヤリング調査協力者）

櫻井勝征様 櫻井恵子様 櫻井重夫様 櫻井泰治様 櫻井やへの様 鈴木かつ子様
鈴木英二様 高梨仁様 高梨やよい様 武田昭夫様 森清様 森幸一様 森輝子様
公益財団法人オイスカ 吉田俊通様 小林省太様
名取市役所 鈴木健仁様